**３　専修学校の名称等変更届**

|  |
| --- |
| **留意事項・関係書類等・根拠法令等** |

（留意事項）

１　提出期限は、４月に変更する場合には、変更しようとする年の１月末日までであり、年度途中から変更しようとする場合には、随時であること。

２　認可申請書時の添付書類に記載された目的の文言の変更、目的に応じた分野の変更又は新設をしようとするときは、「専修学校の目的の変更認可申請書」様式第14号を提出すること。

【関係書類】

　１　名称の変更の場合

　　(1)　変更の事由及び時期を記載した書類

　　(2)　新旧の名称を記載した書類

　　(3)　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録

　２　位置の変更の場合

　　(1)　変更の事由及び時期を記載した書類

　　(2)　新旧の位置を記載した書類

　　(3)　新位置を示す図面（注１）

　　(4)　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録

　３　学則の変更の場合

　　(1)　変更の事由及び時期を記載した書類

　　(2)　変更に係る条文の新旧比較対照表（注２）

　　(3)　新学則

　　(4)　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録

　４　学則の変更のうち、授業料、入学料その他の費用の徴収に関する事項の変更の場合

　　(1)　変更の事由及び時期を記載した書類

　　(2)　変更に係る条文の新旧比較対照表（注２）

　　(3)　新学則

　　(4)　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録

　　(5)　変更しようとする年度の収支予算書及びその前年度の収支決算書又は収支決算見込書（別紙様式）

（注１）　原則として、縮尺１万分の１の市町村地図とする｡

（注２）　様式例参照

（様式例）

新　旧　比　較　対　照　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
|  |  |

（注）　新旧条文の変更箇所に朱線を引くこと。

■根拠法令等

　学法131、学施細９の２

様式第23号（第９条の２関係）

年　月　日

　　　岩手県知事　　　　　様

設置者　住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印法人にあっては、主たる

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務所の所在地、名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名　　　　専修学校の名称等変更届

専修学校の名称等変更届

　　学校教育法第131条の規定により、　　　　専修学校の名称（位置、学則）を変更したいので、関係書類を添えて、届け出ます。

（Ａ４）